

# 岐阜県公報

## 目次

告示

道路の供用開始

(道路維持課) 七二二<sup>ページ</sup>

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
多治見都市計画の図書の縦覧  
機械警備業務管理者講習の実施

(環境生活政策課) 七二二  
(都市政策課) 七二二  
(警 務 課) 七三三

## 告 示

岐阜県告示第五百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年十一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更又は 告示の日 ほか)
県道	萩宮 原線	下呂市萩原町山之口字曲り木 一七九七番一地从先から 同 市同 町同 字スリ岩 一七六六番三八地先まで	一〇九・四	平成 二〇一五年	平成 二〇一三年
		下呂市萩原町山之口字スリ岩 一七七九番一地从先から 同 市同 町同 字カジャ 一七七一番一地从先まで	四七・六	平成 二〇一五年	平成 二〇一四年

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年十一月十五日

第二千七百九十九号  
平成二十八年十一月十五日

(火曜日)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年十月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ういすたりあぶつく
- 三 代 表 者 の 氏 名 藤本 明成
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市今嶺三丁目一番八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、通常の形態では情報を手しにくい、いわゆる情報障がい者の自立・社会参加・職業能力の向上を目指して、情報提供および支援事業を行い、情報化社会の発展、福祉の増進、社会教育の推進及び文化の振興に寄与することを目的とする。

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 多治見都市計画第一種市街地再開発事業
  - 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業
- 二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 多治見都市計画高度利用地区
- 二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
    - 多治見都市計画駐車場
    - 多治見駅前自転車駐車場
  - 二 縦覧場所
    - 岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課
- 多治見都市計画の図書の縦覧
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

多治見都市計画防火地域及び準防火地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

機械警備業務管理者講習の実施

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第四十二条第二項第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第十三条において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成二十八年十一月十五日

岐阜県公安委員会

委員長 古田 善伯

一 講習期間

平成二十九年二月一日（水）から同月三日（金）までの三日間

各日とも午前九時から午後五時まで。ただし、講習最終日においては、修了考査が終了するまでとする。

二 講習場所

岐阜市西部中島三丁目二〇番地 一般社団法人岐阜県警備業協会 電話（〇五八）

二七六 〇七七八

三 受講定員

四 講習申込手続

一五人

1 事前予約

講習の受講を希望する場合は、次により講習の事前予約を行うこと。

(一) 期間

平成二十八年十二月十二日（月）及び同月十三日（火）の午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

(二) 方法

岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課（予約専用電話〇九〇 一四七七 八二六二）へ電話の上、受講希望の申出を行うこと（予約専用電話以外での予約は受け付けない。）。

(三) 留意事項

(1) 予約は、一回の電話につき一人のみを受け付ける。ただし、定員に達したときは、受付を締め切る。

(2) 予約時において、受講希望者に関する質問を行い、当該質問に即答できない場合は、予約を受け付けない。

2 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（規則別記様式第一号。以下「受講申込書」という。）一通

受講申込書には、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚を貼付すること。

3 受講申込み

四の1により予約番号を取得した受講希望者は、四の2の提出書類を持参の上、次により受講の申込みを行うこと（郵送又は代理人による申込みは受け付けない。）。

(一) 期間

平成二十八年十二月十四日（水）から平成二十八年十二月二十八日（水）までの午前九時から午後五時まで。ただし、県の機関の休日を除く。

(二) 場所

岐阜県内の各警察署生活安全課

(三) 留意事項

事前予約後、受講申込期間内に受講の申込みがない場合は、受講を認めない。

五 受講手数料  
三八、〇〇〇円

受講申込みの際、岐阜県収入証紙により納付（各警察署に備付けの納付書に貼付）すること。

六 その他

1 携行品及び集合時間

筆記具（鉛筆、消しゴム等）を携行し、講習初日の講習開始十五分前までに集合すること。

2 講習修了証明書の交付

修了審査に合格した者に対しては、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

3 委託先

本講習は、岐阜市茜部中島三丁目二〇番地所在の一般社団法人岐阜県警備業協会に委託して実施する。

4 講習に関する問合せ先

岐阜県警察本部生活安全全部生活安全総務課 電話（〇五八）二七一 二四二四  
内線三 二二六

平成二十八年十一月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜文芸社